

判決年月日	平成26年7月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成25年(行ケ)10058号		
○発明の名称を「アレルギー性眼疾患を処置するためのドキセピン誘導体を含む局所の眼科用処方物」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求を請求不成立とした審決について、発明の特定事項の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連事項) 審決事件番号 無効2011-800018号

特許番号 特許第3068858号

主引例(甲1) 「モルモットの実験的アレルギー性結膜炎に対する抗アレルギー薬の影響」：あたらしい眼科 Vol. 11, No. 4, 603-605頁(1994)

本件は、原告が、発明の名称を「アレルギー性眼疾患を処置するためのドキセピン誘導体を含む局所的眼科用処方物」とする発明に係る被告らの特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が、被告らが請求した訂正を認めた上で、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

本判決は、甲1を主引例とする進歩性欠如の無効理由が理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、訂正後の発明(本件訂正発明1及び2)に係る発明の特定事項の容易想到性の判断に誤りがあるとして本件審決を取り消した。

甲1及び甲4に接した当業者は、甲1記載のアレルギー性結膜炎を抑制するためのKW-4679を含む点眼剤をヒトにおけるアレルギー性眼疾患の点眼剤として適用することを試みる動機付けがあり、その適用を試みる際に、KW-4679が、ヒト結膜の肥満細胞から産生・遊離されるヒスタミンなどに対する拮抗作用を有することを確認するとともに、ヒト結膜の肥満細胞からのヒスタミンの遊離抑制作用を有することを確認する動機付けがあるというべきであるから、KW-4679についてヒト結膜の肥満細胞からのヒスタミンの遊離抑制作用(「ヒト結膜肥満細胞安定化」作用)を有することを確認し、「ヒト結膜肥満安定化剤」の用途に適用することを容易に想到することができたものと認められる。

したがって、本件訂正発明1及び2における「ヒト結膜肥満細胞安定化」という発

明特定事項は、甲 1 及び甲 4 に記載のものからは動機付けられたものとはいえないとして、甲 1 を主引例とする進歩性欠如の原告主張の無効理由は理由がないとした本件審決の判断は、誤りである。